

## ■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成

作成日: 2024年11月11日

管理コード: OK749-1-202411

### <1. 発行者情報>

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 発行者の名称:              | ドイツ銀行(ニューヨーク支店)<br>Deutsche Bank AG New York Branch |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 有価証券報告書をご参照ください                                     |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | ドイツ法、株式会社、1870年                                     |
| (4) 決算期:                 | 有価証券報告書をご参照ください                                     |
| (5) 事業の内容:               | 有価証券報告書をご参照ください                                     |
| (6) 経理の概要:               | 有価証券報告書をご参照ください                                     |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし  |

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.db.com/index>

### <2. 証券情報>

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 有価証券の種類及び名称:    | ドイツ銀行発行 2035年9月11日満期 5.403% 米ドル建無担保社債(非優先シニア債)   |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | グローバル市場、非上場  |
| (3) 発行日:            | 2024年9月11日   |
| (4) 発行額:            | 12億5,000万米ドル(2024年9月現在)  |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:   | ①固定金利期間:2024年9月11日から2034年9月11日まで<br>年率5.403%(30/360,unadjusted)<br>②変動金利期間:2034年9月11日以降<br>SOFRLレート+2.050%(ACT/360,後決め)<br>※ただし最終利払時については、ACT/360,unadjusted,後決め                               |
| (6) 利払日:            | ①固定金利期間:初回2025年3月11日、以降毎年3月、9月の11日(年2回)<br>②変動金利期間:2034年12月11日、2035年3月11日、6月11日、9月11日  |
| (7) 償還期限:           | 2035年9月11日   |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法: | 額面金額で償還。<br>但し、発行者は当局の承認を得たうえで事前通知をすることにより、2034年9月11日に額面金額に経過利息を付した金額で本債券の全額を期限前償還させることができる。<br>また、本債券の残高が当初発行金額の25%以下となる場合、発行者は当局の承認を得たうえで事前通知をすることにより、額面金額に経過利息を付した金額で本債券の全額を期限前償還させることができる。 |
| (9) 受託会社又は預託機関:     | DTC、クリアストリーム、ユーロクリア  |
| (10) 担保又は保証に関する事項:  | 無担保、無保証  |

本債券は非優先無担保シニア債として位置づけられる。  
本債券の保有者は、金融当局によって取られた破綻処理(本債券の全部または一部の元本削減・普通株への転換等いわゆるペイルイン)が適用された場合、それを無条件で受け入れたものとみなされその処理に従うこととなる。その結果として、発行体の倒産手続きもしくは破綻処理に際し、本件債務は、他の無担保優先債務に劣後し、投資元本の全部または一部を失うことがある。

(11) 他の債務との弁済順位の関係:

(12) 発行、支払及び償還に係る準拠法:

ニューヨーク州法、但し破綻認定や処理に関する事項は例外的にドイツ法

**<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>**

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。